

事 務 連 絡
平成28年11月30日

各都道府県 認定こども園 担当課（室）御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
（認定こども園担当）

今冬の幼保連携型認定こども園におけるインフルエンザ総合対策の推進について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力をいただき大変ありがとうございます。

インフルエンザは、冬季に流行し、我が国最大の感染症の一つです。

また、毎年、学校等における集団感染等が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

幼保連携型認定こども園におけるインフルエンザへの対応については、別紙の「平成28年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」を参考に、必用に応じ、「インフルエンザ対策ホームページ」等を活用した情報収集や幼保連携型認定こども園におけるインフルエンザ予防ポスターの掲示など、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法の規定により、インフルエンザの予防上必要がある時、臨時に学級閉鎖や休業が出来ることとされています。臨時に学級閉鎖等を行った場合には、同法の規定に基づき、必ず保健所に連絡することとされています。

また、これらの措置を行うべきか否かについて、またこれらの措置を行うとした場合の期間等決定や衛生管理、職員及び休園している園児や登園している園児に対する指導等を含むインフルエンザ予防に必要な措置については、保育の必要性のある子どもも受け入れている児童福祉施設であることを踏まえ、関係部署及び各施設の学校医並びに学校薬剤師等と十分相談してください。

なお、これらのことについては、域内の市区町村の認定こども園担当課（室）に対しても周知されるようお願いいたします。

（参考）

【平成28年度 今冬のインフルエンザ総合対策について】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

【学校において予防すべき感染症の解説について】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334054.htm

○連絡先：
内閣府子ども・子育て本部
参事官付（認定こども園担当）
TEL：03（6257）3095
FAX：03（3581）2808